

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
営業秘密又は防護上の観点から  
公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-005 改 3
提出年月日	平成 30 年 5 月 25 日

V-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】)

V-1-1-4-8-3-1 設定根拠に関する説明書

(電動機駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用))

名 称		電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上 (227.1)
揚 程	m	□以上 (89)
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.38
最 高 使 用 温 度	°C	50
原 動 機 出 力	kW/個	110
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
系統構成は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを水源として火災防護設備（消火系）へ消火水を供給できる設計とする。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の容量は、消防法施行規則第12条第1項第七号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量を □ m <sup>3</sup> /h としていることから、□ m <sup>3</sup> /h/個以上とする。		
公称値については、要求される容量 □ m <sup>3</sup> /h/個を上回る 227.1 m <sup>3</sup> /h/個とする。		
2. 揚程の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、必要揚程が最も大きい屋内消火栓における下記①～④を基に設定する。		
① 静水頭	: 36 m	(電動機駆動消火ポンプ吸込口と消火栓設置位置が最も高い屋内消火栓の標高差)
② 吐出水頭	□ m	
③ 配管・機器圧力喪失	□ m	
④ 合計	□ m	

以上より、設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、④の合計以上とし、□m以上とする。

公称値については、要求される揚程□mを上回る89mとする。

### 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、ポンプ許容締切全揚程 106 m にろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 34.435 m を加えた 140.435 m (= 約 1.377 MPa) を上回る圧力 1.38 MPa とする。

### 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、水源であるろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。

### 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、定格流量 227.1 m<sup>3</sup>/h 時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

$\rho$  : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/s) = 227.1/3600

H : ポンプ揚程 (m) = 89

$\eta$  : ポンプ効率 (%) = □

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{227.1}{3600}\right) \times 89}{□/100} = □ kW$$

上記から、電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、軸動力  
 kW を上回る出力とし、110 kW/個とする。

#### 6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個とし、ディーゼル駆動消火ポンプと合わせて多重性を確保する。

V-1-1-4-8-3-2 設定根拠に関する説明書

(構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）)

名 称		構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上 (159)
揚 程	m	□以上 (84)
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.26
最 高 使 用 温 度	°C	50
原 動 機 出 力	kW/個	75
個 数	—	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
系統構成は、原水タンク及び多目的タンクを水源として火災防護設備（消火系）へ消火水を供給できる設計とする。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の容量は、消防法施行規則第22条第10号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量を□m <sup>3</sup> /hとしていることから、□ m <sup>3</sup> /h/個以上とする。		
公称値については、要求される容量□ m <sup>3</sup> /h/個を上回る 159 m <sup>3</sup> /h/個とする。		
2. 揚程の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、必要揚程が最も大きい屋外消火栓における下記①～④を基に設定する。		
① 静水頭	: -2 m	
（多目的タンクと消火栓設置位置が最も高い屋外消火栓の標高差）		
② 吐出水頭	□ m	
③ 配管・機器圧力喪失	□ m	
④ 合計	□ m	

以上より、設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、④の合計以上とし、□ m 以上とする。

公称値については、要求される揚程□ m を上回る 84 m とする。

### 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、ポンプ許容締切全揚程 108.1 m に多目的タンクと消火配管の静水頭 19.52 m を加えた 127.62 m (= 約 1.252 MPa) を上回る圧力 1.26 MPa とする。

### 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、水源である原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。

### 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、定格流量 159 m<sup>3</sup>/h 時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

$\rho$  : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/s) = 159/3600

H : ポンプ揚程 (m) = 84

$\eta$  : ポンプ効率 (%) = □

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{159}{3600}\right) \times 84}{\square / 100} = \boxed{\quad} \text{ kW}$$

上記から、構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、軸動力□ kW を上回る出力とし、75 kW/個とする。

#### 6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用する構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個とし、ディーゼル駆動構内消火ポンプと合わせて多重性を確保する。

V-1-1-4-8-3-3 設定根拠に関する説明書

(ディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用))

名 称		ディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上 (261)
揚 程	m	□以上 (90)
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.38
最 高 使 用 温 度	°C	50
原 動 機 出 力	kW/個	131
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用) は、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用) は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
系統構成は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを水源として火災防護設備（消火系）へ消火水を供給できる設計とする。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用) の容量は、消防法施行規則第 12 条第 1 項第七号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量を □ m <sup>3</sup> /h としていることから、□ m <sup>3</sup> /h 個以上とする。		
公称値については、要求される容量 □ m <sup>3</sup> /h/個を上回る 261 m <sup>3</sup> /h/個とする。		
2. 揚程の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用) の揚程は、必要揚程が最も大きい屋内消火栓における下記①～④を基に設定する。		
① 静水頭 : 36 m (ディーゼル駆動消火ポンプ吸込口と消火栓設置位置が最も高い屋内消火栓の標高差)		
② 吐出水頭		
③ 配管・機器圧力喪失		
④ 合計		

以上より、設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、④の合計以上とし、□ m 以上とする。

公称値については、要求される揚程□ m を上回る 90 m とする。

### 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、ポンプ許容締切全揚程 100 m にろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 34.435 m を加えた 134.435 m (= 約 1.318 MPa) を上回る圧力 1.38 MPa とする。

### 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、水源であるろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。

### 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、定格流量 261 m<sup>3</sup>/h 時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

$\rho$  : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/s) = 261/3600

H : ポンプ揚程 (m) = 90

$\eta$  : ポンプ効率 (%) = □

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{261}{3600}\right) \times 90}{\square / 100} = \boxed{\quad} \text{ kW}$$

上記から、ディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、軸動力  kW を上回る出力とし、131 kW/個とする。

#### 6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として1個とし、電動機駆動消火ポンプと合わせて多重性を確保する。

V-1-1-4-8-3-4 設定根拠に関する説明書

(ディーゼル駆動構内消火ポンプ (東海, 東海第二発電所共用))

名 称		ディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	<input type="text"/> 以上 (159)
揚 程	m	<input type="text"/> 以上 (84)
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.26
最 高 使 用 溫 度	°C	50
原 動 機 出 力	kW/個	90
個 数	—	1

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

系統構成は、原水タンク及び多目的タンクを水源として火災防護設備（消火系）へ消火水を供給できる設計とする。

- 1. 容量の設定根拠**

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の容量は、消防法施行規則第22条第10号ハ(イ)にて必要なポンプ吐出量 m<sup>3</sup>/hとしていることから、 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。

公称値については、要求される容量 m<sup>3</sup>/h/個を上回る 159 m<sup>3</sup>/h/個とする。

- 2. 揚程の設定根拠**

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、必要揚程が最も大きい屋外消火栓における下記①～④を基に設定する。

- ① 静水頭 : -2 m  
(多目的タンクと消火栓設置位置が最も高い屋外消火栓の標高差)
- ② 吐出水頭 :  m
- ③ 配管・機器圧力喪失 :  m
- ④ 合計 :  m

以上より、設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の揚程は、④の合計以上とし、□ m以上とする。

公称値については、要求される揚程□ mを上回る84 mとする。

### 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、ポンプ許容締切全揚程108.1 mに多目的タンクと消火配管の静水頭19.52 mを加えた127.62 m（＝約1.251 MPa）を上回る圧力1.26 MPaとする。

### 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、水源である原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ50 °Cとする。

### 5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、定格流量159 m<sup>3</sup>/h時点の軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \cdot 100$$

（引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」）

$$P = \frac{10^{-3} \cdot \rho \cdot g \cdot Q \cdot H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

$\rho$  : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1000

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : ポンプ容量 (m<sup>3</sup>/s) = 159/3600

H : ポンプ揚程 (m) = 84

$\eta$  : ポンプ効率 (%) = □

$$P = \frac{10^{-3} \times 1000 \times 9.80665 \times \left(\frac{159}{3600}\right) \times 84}{\square / 100} = \boxed{\quad} \text{ kW}$$

上記から、ディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の原動機出力は、軸動力  kW を上回る出力とし、90 kW/個とする。

#### 6. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）（原動機含む）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として1個とし、構内消火用ポンプと合わせて多重性を確保する。

V-1-1-4-8-3-5 設定根拠に関する説明書

(ろ過水貯蔵タンク (東海, 東海第二発電所共用))

名 称		ろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）
容 量	m <sup>3</sup> /個	1500 以上 (1500)
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 溫 度	°C	50
個 数	—	1
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）は，以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）は，発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう，火災の影響を限定し，早期の消火を行うための水源として設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）の容量は，電動機駆動消火ポンプの定格容量を上回るディーゼル駆動消火ポンプの定格容量 261 m <sup>3</sup> /h * <sup>1</sup> による発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の最大放水量が 522 m <sup>3</sup> であることから，522 m <sup>3</sup> /個を上回る 1500 m <sup>3</sup> /個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 1500 m <sup>3</sup> /個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）の最高使用圧力は，開放タンクであるためタンク最下端に加わる圧力である静水頭とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）の最高使用温度は，設置場所が屋外であり開放タンクであることから，外気の温度* <sup>2</sup> を上回る 50 °C とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）は，発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。また，多重性又は多様性を備えた設計とするため多目的タンクを設置する。		

注記 \*1：消防法施行令第 11 条で定める屋内消火栓の放水量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}$ （屋内消火栓設備に関する基準：放水量  $130 \text{ L/min} (=7.8 \text{ m}^3/\text{h})$  以上の 2 個分）を上回るディーゼル駆動消火ポンプの定格容量  $261 \text{ m}^3/\text{h}$  とする。

\*2：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す東海第二発電所における日最高気温である 7 月の  $38.4^\circ\text{C}$ （水戸地方気象台  $38.4^\circ\text{C}$  (7 月), 銚子地方気象台  $35.3^\circ\text{C}$  (8 月), 小名浜特別地域気象観測所  $37.7^\circ\text{C}$  (8 月)）とする。

V-1-1-4-8-3-6 設定根拠に関する説明書

(多目的タンク (東海, 東海第二発電所共用))

名 称		多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）	
容 量	m <sup>3</sup> /個	1500 以上 (1500)	
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭	
最 高 使 用 溫 度	°C	50	
個 数	—	1	

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）は、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）の容量は、電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの定格容量を上回るディーゼル駆動消火ポンプの定格容量 261 m<sup>3</sup>/h<sup>\*1</sup> による発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の最大放水量が 522 m<sup>3</sup>であることから、522 m<sup>3</sup>/個を上回る 1500 m<sup>3</sup>/個以上とする。  
公称値については要求される容量と同じ 1500 m<sup>3</sup>/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、開放タンクであるためタンク最下端に加わる圧力である静水頭とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度<sup>\*2</sup> を上回る 50 °C とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。また、多重性又は多様性を備えた設計とするためろ過水貯蔵タンク又は原水タンクを設置する。

注記 \*1：消防法施行令第 11 条で定める屋内消火栓の放水量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}$ （屋内消火栓設備に関する基準：放水量  $130 \text{ L/min} (=7.8 \text{ m}^3/\text{h})$  以上の 2 個分）を上回るディーゼル駆動消火ポンプの定格容量  $261 \text{ m}^3/\text{h}$  とする。

\*2：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す東海第二発電所における日最高気温である 7 月の  $38.4^\circ\text{C}$ （水戸地方気象台  $38.4^\circ\text{C}$  (7 月), 銚子地方気象台  $35.3^\circ\text{C}$  (8 月), 小名浜特別地域気象観測所  $37.7^\circ\text{C}$  (8 月)）とする。

V-1-1-4-8-3-7 設定根拠に関する説明書

(原水タンク（東海、東海第二発電所共用）)

名 称		原水タンク（東海、東海第二発電所共用）			
容 量	$\text{m}^3/\text{個}$	1000 以上 (1000)			
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭			
最 高 使 用 溫 度	°C	50			
個 数	—	1			
<b>【設 定 根 抠】</b>					
(概要)					
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）は、以下の機能を有する。					
設計基準対象施設として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。					
1. 容量の設定根拠					
設計基準対象施設として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）の容量は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの定格容量 $159 \text{ m}^3/\text{h}$ *1による発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の最大放水量が $318 \text{ m}^3$ であることから、 $318 \text{ m}^3/\text{個}$ を上回る $1000 \text{ m}^3/\text{個}$ 以上とする。					
公称値については要求される容量と同じ $1000 \text{ m}^3/\text{個}$ とする。					
2. 最高使用圧力の設定根拠					
設計基準対象施設として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）の最高使用圧力は、開放タンクであるためタンク最下端に加わる圧力である静水頭とする。					
3. 最高使用温度の設定根拠					
設計基準対象施設として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）の最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度*2を上回る $50 \text{ }^\circ\text{C}$ とする。					
4. 個数の設定根拠					
設計基準対象施設として使用する原水タンク（東海、東海第二発電所共用）は、発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。また、多重性又は多様性を備えた設計とするため多目的タンクを設置する。					
注記 *1：消防法施行令第 19 条で定める屋外消火栓の放水量 $42 \text{ m}^3/\text{h}$ （屋外消火栓設備に関する基準：放水量 $350 \text{ L}/\text{min}$ ( $=21 \text{ m}^3/\text{h}$ ) 以上の 2 個分) を上回る構内消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの定格容量 $159 \text{ m}^3/\text{h}$ とする。					

\*2：外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す東海第二発電所における日最高気温である7月の38.4℃（水戸地方気象台38.4℃（7月）、銚子地方気象台35.3℃（8月）、小名浜特別地域気象観測所37.7℃（8月））とする。

V-1-1-4-8-3-8 設定根拠に関する説明書

(ハロンボンベ)

名 称		ハロンボンベ (ほう酸水注入系ポンプ A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	3
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (ほう酸水注入系ポンプB用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	3
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-7 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-9 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-9 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-2 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-8 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (代替燃料プール冷却系ポンプ室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	3
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2A2-2 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2B2-2 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-8 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-7 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (プロセスコンピュータ室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	3
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (中央制御室床下コンクリートピット S1 用)
容 量	L/個	14 以上 (14)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	2

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 14 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 14 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (中央制御室床下コンクリートピット S2 用)
容 量	L/個	14 以上 (14)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	2

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 14 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 14 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (バッテリー排気ファン室用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。  
  
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (代替循環冷却系ポンプ A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急用電気室(緊急用MCC他)用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急用蓄電池) 用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 24 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急用電気室(緊急用 125V MCC)用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 24 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

**注記** \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (ケーブル処理室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	16

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 16 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-1 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (制御棒駆動水ポンプ A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (制御棒駆動水ポンプ B 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2A1-2 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2B1-2 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (残留熱除去系ポンプ A 室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	3
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (低圧炉心スプレイポンプ用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	7
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 7 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (残留熱除去系ポンプB用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (残留熱除去系ポンプ C 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (高圧炉心スプレイポンプ室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (原子炉隔離時冷却系ポンプ室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-3 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-5 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-3 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	6
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 6 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-5 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (A系スイッチギア室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	12
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 12 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (B系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	13

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 13 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急用海水ポンプ用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (HPCS 系スイッヂギア室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (電気室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	10
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 10 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (A系蓄電池室用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (B 系蓄電池室 (北側) 用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (B 系蓄電池室 (南側) 用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (非常用ガス再循環系排風機 A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (非常用ガス再循環系排風機B用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (非常用ガス処理系排風機 A 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (非常用ガス処理系排風機B用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	4

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記 \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (空調機械室用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	25
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 25 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (代替循環冷却系ポンプ B 用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	5

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
ハロンボンベは、高压ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高压ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用温度は、高压ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 5 個のボンベを設置する設計とする。

**注記** \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (24V バッテリー2A 室用)
容 量	L/個	14 以上 (14)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	2
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 14 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 14 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 2 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (直流 125V 蓄電池 HPCS 室用)
容 量	L/個	24 以上 (24)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	3
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。		
4. 個数の設定根拠		
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より 1 個多い 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記 * : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。		

名 称		ハロンボンベ (常設低圧代替注水系ポンプ用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	8

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量の設定根拠**  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
- 2. 最高使用圧力の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
- 3. 最高使用温度の設定根拠**  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
- 4. 個数の設定根拠**  
ハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数\*より 1 個多い 8 個のボンベを設置する設計とする。

**注記** \* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第 1 号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急時対策所建屋 1 用) (東海, 東海第二発電所共用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	14

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68 L/個とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
ハロンボンベの個数は、緊急時対策所建屋に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（緊急時対策所建屋1用）（東海、東海第二発電所共用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
補機制御盤室	10	14
緊急時対策所電気室用	12	
125V 充電器盤室	2	
非常用換気設備室	9	
階段室	4	
災害対策本部空調機械室	5	
災害対策本部冷凍機室	6	
3階廊下	5	
建屋空調機械室	13	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (緊急時対策所建屋 2 用) (東海, 東海第二発電所共用)
容 量	L/個	14 以上 (14)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	8

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

ハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
ハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 14 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 14 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
ハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
ハロンボンベの個数は、緊急時対策所建屋に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（緊急時対策所建屋2用）（東海、東海第二発電所共用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
24V 蓄電池室 (A) 用	2	8
24V 蓄電池室 (B) 用	2	
通信機械室用	7	
125V 蓄電池室	3	
排煙機械室	4	
4階エアロック室	3	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (常設代替高圧電源装置置場 1用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	20

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの個数は、常設代替高圧電源装置置場に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（常設代替高圧電源装置置場1用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
ハロン消火設備ボンベ室B用	3	20
燃料移送ポンプ2C室用	3	
換気機械室用	18	
電気室用	19	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (常設代替高圧電源装置置場 2用)
容 量	L/個	14 以上 (14)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	8

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 14 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 14 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの個数は、常設代替高圧電源装置置場に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（常設代替高圧電源装置置場2用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプA室用	6	8
常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプB室用	7	
燃料移送ポンプHPCS室用	5	
燃料移送ポンプ2D室用	4	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (常設代替高圧電源装置置場 3用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	℃	40
個 数	—	9

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの個数は、常設代替高圧電源装置置場に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（常設代替高圧電源装置置場 3用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
燃料ポンプ前室用	5	9
ハロン消火設備ボンベ室A用	3	
階段室用	4	
機器搬入シャフト用	4	
排水ポンプ室用	2	
DB用シャフト及びDB用トンネル用	7	
SA用シャフト及びSA用トンネル用	8	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

名 称		ハロンボンベ (カルバート(立坑部)用)
容 量	L/個	68 以上 (68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
個 数	—	14

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.2 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 °C とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用するハロンボンベの個数は、カルバート(立坑部)に設置するハロンボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くのハロンガスを必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、ハロンボンベの設置個数を表 1 に示す。

表1 ハロンボンベ（カルバート（立坑部））設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数*	設置個数
DB用立坑及びDB用トレンチ用, DB用立坑及び軽油配管用トレンチ用, DB用立坑及びDB用トンネル用	13	14
SA用立坑, SA用トンネル, SA用トレンチ及び軽油配管用トレンチ用	10	

注記 \* : 消防法施行規則第20条第3項第1号において定められている消火に必要なハロンガス量に基づき算出した個数を示す。

V-1-1-4-8-3-9 設定根拠に関する説明書

(二酸化炭素ボンベ)

名 称		二酸化炭素ボンベ (非常用ディーゼル発電機室用)
容 量	L/個	82.5 以上 (82.5)
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	47

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 82.5 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 10.8 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの個数は、非常用ディーゼル発電機室に設置する二酸化炭素ボンベにて消火する火災区域又は火災区画のうち、最も多くの二酸化炭素を必要とする火災区域又は火災区画の必要ボンベ本数を基に設定する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多くボンベを設置する設計とする。  
なお、二酸化炭素ボンベ設置個数を表 1 に示す。

表1 二酸化炭素ボンベ（非常用ディーゼル発電機室用）設置個数

消火対象	消防法で要求される 必要ボンベ個数 <sup>*1</sup>	設置個数
非常用ディーゼル発電機（2C）室	45	47
非常用ディーゼル発電機（2D）室	46	

注記 \*1：消防法施行規則第19条第4項第一号のイに基づき消火に必要な二酸化炭素ガス量を算出。

名 称		二酸化炭素ボンベ (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用)
容 量	L/個	82.5 以上 (82.5)
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	45

**【設 定 根 抠】**

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5 L/個以上とする。  
公称値については、要求される容量と同じ 82.5 L/個とする。
2. 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 10.8 MPa とする。
3. 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。
4. 個数の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多い 45 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		二酸化炭素ボンベ (緊急時対策所建屋発電機室 2A 用) (東海, 東海第二発電所共用)
容 量	L/個	82.5 以上 (82.5)
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	°C	40
個 数	—	18
<b>【設 定 根 拠】</b> (概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。		
二酸化炭素ボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠 二酸化炭素ボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5 L/個以上とする。  公称値については、要求される容量と同じ 82.5 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠 二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 10.8 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠 二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 °C とする。		
4. 個数の設定根拠 二酸化炭素ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多い 18 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		二酸化炭素ボンベ (緊急時対策所建屋発電機室 2B 用) (東海, 東海第二発電所共用)
容 量	L/個	82.5 以上 (82.5)
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	°C	40
個 数	—	18
【設 定 根 抠】		
(概要)		
その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。		
二酸化炭素ボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量の設定根拠		
二酸化炭素ボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5 L/個以上とする。		
公称値については、要求される容量と同じ 82.5 L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 10.8 MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 °C とする。		
4. 個数の設定根拠		
二酸化炭素ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の单一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数より 1 個多い 18 個のボンベを設置する設計とする。		

V-1-1-4-8-3-**10** 設定根拠に関する説明書

(消火系 主配管 (常設))

名 称	ろ過水貯蔵タンク～ディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）	
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	216.3, 318.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ろ過水貯蔵タンクとディーゼル駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 □ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 15.6 m<sup>3</sup>/h<sup>\*1</sup> を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

3.1 外径 216.3 mm  
本配管の流量は、15.6 m<sup>3</sup>/h<sup>\*1</sup> であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

3.2 外径 318.5 mm  
本配管の流量は、15.6 m<sup>3</sup>/h<sup>\*1</sup> であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 318.5 mm (300A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速 <sup>*3</sup> における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量15.6 m<sup>3</sup>/h（屋内消火栓設備に関する基準：放水量130 L/min（=7.8 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		多目的タンク～ろ過水貯蔵タンク出口配管合流点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	318.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、多目的タンクとろ過水貯蔵タンク出口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 外径 318.5 mm  
本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 318.5 mm (300A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速* <sup>2</sup> における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量 15.6 m<sup>3</sup>/h（屋内消火栓設備に関する基準：放水量 130 L/min (=7.8 m<sup>3</sup>/h) 以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ろ過水貯蔵タンク出口配管分岐点～電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	℃	50
外 径	mm	216.3, 318.5
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ろ過水貯蔵タンク出口配管分岐点と電動機駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 ℃とする。		
3. 外径の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 <input type="text"/> m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ を上回るものとして決定する。		
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。		
3.1 外径 216.3 mm		
本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。		
3.2 外径 318.5 mm		
本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 318.5 mm (300A) とする。		

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量15.6 m<sup>3</sup>/h（屋内消火栓設備に関する基準：放水量130 L/min（=7.8 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ディーゼル駆動消火ポンプ～原子炉建屋消火栓分岐点 (東海, 東海第二発電所共用)
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.38
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	114.3, 165.2, 216.3
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ディーゼル駆動消火ポンプと原子炉建屋消火栓分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、 <b>電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.38 MPa</b> とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。		
3. 外径の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吐出管の標準流速 <input type="text"/> m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ を上回るものとして決定する。		
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（ <b>本配管を含む</b> ）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。		
3.1 外径 114.3 mm		
本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。		
3.2 外径 165.2 mm		
本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。		

### 3.3 外径 216.3 mm

本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}$ <sup>\*1</sup> であるため、第1表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。

以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速 <sup>*2</sup> における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量  $15.6 \text{ m}^3/\text{h}$  (屋内消火栓設備に関する基準：放水量  $130 \text{ L/min}$  ( $=7.8 \text{ m}^3/\text{h}$ ) 以上の2個分) を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		電動機駆動消火ポンプ～ディーゼル駆動消火ポンプ出口 配管合流点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.38
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、電動機駆動消火ポンプとディーゼル駆動消火ポンプ出口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの吐出側の最高使用圧力と同じ 1.38 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吐出管の標準流速 <input type="text"/> m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ を上回るものとして決定する。 なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。		
3.1 外径 165.2 mm 本配管の流量は、 $15.6 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$ であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。		

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量15.6 m<sup>3</sup>/h（屋内消火栓設備に関する基準：放水量130 L/min（=7.8 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ディーゼル駆動消火ポンプ出口配管分岐点～固体廃棄物作業建屋消火栓分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.38
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	89.1, 114.3
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ディーゼル駆動消火ポンプ出口配管分岐点と固体廃棄物作業建屋消火栓分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの吐出側の最高使用圧力と同じ 1.38 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。		
3. 外径の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吐出管の標準流速 <span style="background-color: black; color: white;">■</span> m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の当該配管に要求される必要流量 15.6 m³/h <sup>*1</sup> を上回るものとして決定する。		
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。		
3.1 外径 89.1 mm		
本配管の流量は、15.6 m³/h <sup>*1</sup> であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 89.1 mm (80A) とする。		
3.2 外径 114.3 mm		
本配管の流量は、15.6 m³/h <sup>*1</sup> であるため、第 1 表を基に呼び径 50A 以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。		

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第11条で定める屋内消火栓の放水量15.6 m<sup>3</sup>/h（屋内消火栓設備に関する基準：放水量130 L/min（=7.8 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称	原水タンク～ディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）	
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2, 216.3

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、原水タンクとディーゼル駆動構内消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 □ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

- 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。
- 外径 216.3 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*3 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。  
 \*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		多目的タンク～原水タンク出口配管合流点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2, 216.3

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、多目的タンクと原水タンク出口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。

**3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*11}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

**3.2 外径 216.3 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 216.3 mm (200A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*3 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。  
 \*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		原水タンク出口配管分岐点～構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、原水タンク出口配管分岐点と構内消火用ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用圧力と同じ静水頭とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 □ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*3 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ディーゼル駆動構内消火ポンプ～ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ディーゼル駆動構内消火ポンプとディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 ■ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		構内消火用ポンプ～ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口 配管合流点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、構内消火用ポンプとディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管合流点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点～海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点と海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称	海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給 配管分岐点～海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給 配管分岐点（東海、東海第二発電所共用）	
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点と海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 ■ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称	海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給配管分岐点～海水ポンプエリア供給配管分岐点（東海、東海第二発電所共用）	
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	114.3

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給配管分岐点と海水ポンプエリア供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 ■ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 114.3 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 114.3 mm (100A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点～緊急時対策所建屋及び常設代替高圧電源装置置場供給配管分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ディーゼル駆動構内消火ポンプ出口配管分岐点と緊急時対策所建屋及び常設代替高圧電源装置置場供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速 ■ m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称	海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点～常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点	
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、海水ポンプエリア及び常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点と常設低圧代替注水系ポンプ室供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給配管分岐点～ 排気筒モニタ室供給配管分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	1.20
最 高 使 用 温 度	°C	50
外 径	mm	165.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、海水ポンプエリア及び排気筒モニタ室供給配管分岐点と排気筒モニタ室供給配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの最高使用圧力と同じ 1.20 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、原水タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、うず巻ポンプ吸込管の標準流速  m/s 以下とし標準流速における流量が消防法施行令第 19 条第 3 項で定める屋外消火栓の当該配管に要求される必要流量  $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  を上回るものとして決定する。  
なお、配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。火災防護設備（本配管を含む）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第 1 表に示す。
- 3.1 外径 165.2 mm**  
本配管の流量は、 $42 \text{ m}^3/\text{h}^{*1}$  であるため、第 1 表を基に呼び径 80A 以上の配管を選定する。  
以上より、本配管の外径は 165.2 mm (150A) とする。

第1表 火災防護設備の配管外径及び標準流速における流量の関係

呼び径 (A)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準 流速 D (m/s)	標準流速*2 における流量 E (m <sup>3</sup> /h)
40	48.6	3.7	41.2		
50	60.5	3.9	52.7		
65	76.3	5.2	65.9		
80	89.1	5.5	78.1		
90	101.6	5.7	90.2		
100	114.3	6.0	102.3		

注記 \*1：消防法施行令第19条で定める屋外消火栓の放水量42 m<sup>3</sup>/h（屋外消火栓設備に関する基準：放水量350 L/min（=21 m<sup>3</sup>/h）以上の2個分）を示す。

\*2：標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left( \frac{C}{1,000} \right)^2$$

名 称		ハロンボンベ（ほう酸水注入系ポンプ A 用） ～ ほう酸水注入系ポンプ A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（ほう酸水注入系ポンプ A 用）と噴射ノズル管（ほう酸水注入系ポンプ A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてほう酸水注入系ポンプ A で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（ほう酸水注入系ポンプB用） ～ ほう酸水注入系ポンプB噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（ほう酸水注入系ポンプB用）と噴射ノズル管（ほう酸水注入系ポンプB用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてほう酸水注入系ポンプBで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.2 MPaとする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40 °Cとする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた**34.0 mmとする。

注記 \*1：消防法施行規則第20条第2項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第20条第3項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第20条第2項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-7 用) ～ MCC 2C-7 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2C-7 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-7 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-7 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用） ～ 原子炉再循環系低速度用電源装置 A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系低速度用電源装置 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用） ～ 原子炉再循環系低速度用電源装置 B 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	42.7
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンボンベ（原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系低速度用電源装置 B で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-9 用) ～ MCC 2D-9 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2D-9 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-9 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-9 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-9 用) ～ MCC 2C-9 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2C-9 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-9 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-9 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-2 用) ～ 125V DC MCC 2A-2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-2 用) と噴射ノズル管 (125V DC MCC 2A-2 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として 125V DC MCC 2A-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-8 用) ～ MCC 2C-8 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2C-8 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-8 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-8 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（代替燃料プール冷却系ポンプ室用） ～ 代替燃料プール冷却系ポンプ室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（代替燃料プール冷却系ポンプ室用）と噴射ノズル管（代替燃料プール冷却系ポンプ室用）を接続する配管であり、代替燃料プール冷却系ポンプ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2A2-2 用) ～ MCC 2A2-2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2A2-2 用) と噴射ノズル管 (MCC 2A2-2 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2A2-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロンガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2B2-2 用) ～ MCC 2B2-2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2B2-2 用) と噴射ノズル管 (MCC 2B2-2 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2B2-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-8 用) ～ MCC 2D-8 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2D-8 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-8 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-8 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-7 用) ～ MCC 2D-7 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2D-7 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-7 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-7 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた** 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用） ～ 原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 圧 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンポンベ（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンペの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンペの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>2</sup> を 30 秒以内 <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンポンベ（プロセスコンピュータ室用） ～ プロセスコンピュータ室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンポンベ（プロセスコンピュータ室用）と噴射ノズル管（プロセスコンピュータ室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてプロセスコンピュータ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（中央制御室床下コンクリートピット S1 用） ～ 中央制御室床下コンクリートピット S1 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b> (概要) 本配管は、ハロンポンベ（中央制御室床下コンクリートピット S1 用）と噴射ノズル管（中央制御室床下コンクリートピット S1 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として中央制御室床下コンクリートピット S1 で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンポンベ（中央制御室床下コンクリートピット S2 用） ～ 中央制御室床下コンクリートピット S2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b> (概要)		
本配管は、ハロンポンベ（中央制御室床下コンクリートピット S2 用）と噴射ノズル管（中央制御室床下コンクリートピット S2 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として中央制御室床下コンクリートピット S2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
<b>1. 最高使用圧力の設定根拠</b> 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
<b>2. 最高使用温度の設定根拠</b> 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
<b>3. 外径の設定根拠</b> 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（バッテリー排気ファン室用） ～ バッテリー排気ファン室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（バッテリー排気ファン室用）と噴射ノズル管（バッテリー排気ファン室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてバッテリー排気ファン室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（代替循環冷却系ポンプ A 室用） ～ 代替循環冷却系ポンプ A 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（代替循環冷却系ポンプ A 室用）と噴射ノズル管（代替循環冷却系ポンプ A 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として代替循環冷却系ポンプ A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（緊急用電気室（緊急用 MCC 他）用） ～ 緊急用電気室（緊急用 MCC 他）噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	48.6, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンポンベ（緊急用電気室（緊急用 MCC 他）用）と噴射ノズル管（緊急用電気室（緊急用 MCC 他）用）を接続する配管であり、緊急用電気室（緊急用 MCC 他）で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（緊急用電気室（緊急用蓄電池）用） ～ 緊急用電気室（緊急用蓄電池）噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンポンベ（緊急用電気室（緊急用蓄電池）用）と噴射ノズル管（緊急用電気室（緊急用蓄電池）用）を接続する配管であり、緊急用電気室（緊急用蓄電池）で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（緊急用電気室（緊急用 125V MCC）用） ～ 緊急用電気室（緊急用 125V MCC）噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（緊急用電気室（緊急用 125V MCC）用）と噴射ノズル管（緊急用電気室（緊急用 125V MCC）用）を接続する配管であり、緊急用電気室（緊急用 125V MCC）で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（ケーブル処理室用） ～ ケーブル処理室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 76.3, 114.3

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（ケーブル処理室用）と噴射ノズル管（ケーブル処理室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてケーブル処理室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm, 114.3 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-1 用) ～ 125V DC MCC 2A-1 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (125V DC MCC 2A-1 用) と噴射ノズル管 (125V DC MCC 2A-1 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として 125V DC MCC 2A-1 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（制御棒駆動水ポンプ A 用） ～ 制御棒駆動水ポンプ A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンポンベ（制御棒駆動水ポンプ A 用）と噴射ノズル管（制御棒駆動水ポンプ A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として制御棒駆動水ポンプ A で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量* <sup>2</sup> を 30 秒以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンポンベ（制御棒駆動水ポンプ B 用） ～ 制御棒駆動水ポンプ B 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンポンベ（制御棒駆動水ポンプ B 用）と噴射ノズル管（制御棒駆動水ポンプ B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として制御棒駆動水ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm</b> とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ (MCC 2A1-2 用) ～ MCC 2A1-2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2A1-2 用) と噴射ノズル管 (MCC 2A1-2 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2A1-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロンガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2B1-2 用) ～ MCC 2B1-2 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2B1-2 用) と噴射ノズル管 (MCC 2B1-2 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2B1-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*1 及び消火に必要なハロンガス量\*2 を 30 秒以内\*3 に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ A 室用） ～ 残留熱除去系ポンプ A 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ A 室用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプ A 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（低圧炉心スプレイポンプ用） ～ 低圧炉心スプレイポンプ噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	48.6, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（低圧炉心スプレイポンプ用）と噴射ノズル管（低圧炉心スプレイポンプ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として低圧炉心スプレイポンプで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 48.6 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ B 用） ～ 残留熱除去系ポンプ B 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ B 用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプ B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ C 用） ～ 残留熱除去系ポンプ C 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b> (概要) 本配管は、ハロンボンベ（残留熱除去系ポンプ C 用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプ C 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ C で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。  2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。  3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量* <sup>2</sup> を 30 秒以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。		

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（高压炉心スプレイポンプ室用） ～ 高压炉心スプレイポンプ室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（高压炉心スプレイポンプ室用）と噴射ノズル管（高压炉心スプレイポンプ室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として高压炉心スプレイポンプ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用） ～ 原子炉隔離時冷却系ポンプ室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）と噴射ノズル管（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉隔離時冷却系ポンプ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-3 用) ～ MCC 2C-3 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	48.6, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2C-3 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-3 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-3 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 48.6 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2C-5 用) ～ MCC 2C-5 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2C-5 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-5 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-5 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-3 用) ～ MCC 2D-3 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	48.6, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2D-3 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-3 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-3 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 48.6 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (MCC 2D-5 用) ～ MCC 2D-5 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (MCC 2D-5 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-5 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-5 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (A系スイッチギア室用) ～ A系スイッチギア室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（A系スイッチギア室用）と噴射ノズル管（A系スイッチギア室用）を接続する配管であり、A系スイッチギア室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 89.1 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ (B 系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤用) ～ B 系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 89.1
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、ハロンポンベ (B 系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤用) と噴射ノズル管 (B 系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤用) を接続する配管であり、B 系スイッチギア室, 中央制御室外操作盤で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup> を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 89.1 mm とする。</p>		
<p>注記 *1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		ハロンポンベ（緊急用海水ポンプ用） ～ 緊急用海水ポンプ噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンポンベ（緊急用海水ポンプ用）と噴射ノズル管（緊急用海水ポンプ用）を接続する配管であり、緊急用海水ポンプで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (HPCS 系スイッチギア室用) ～ HPCS 系スイッチギア室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	48.6, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (HPCS 系スイッチギア室用) と噴射ノズル管 (HPCS 系スイッチギア室用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として HPCS 系スイッチギア室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 48.6 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（電気室用） ～ 電気室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 114.3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（電気室用）と噴射ノズル管（電気室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として電気室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 114.3 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (A 系蓄電池室用) ～ A 系蓄電池室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ (A 系蓄電池室用) と噴射ノズル管 (A 系蓄電池室用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として A 系蓄電池室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（B 系蓄電池室（北側）用） ～ B 系蓄電池室（北側）噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンボンベ（B 系蓄電池室（北側）用）と噴射ノズル管（B 系蓄電池室（北側）用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として B 系蓄電池室（北側）で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm</b> とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（B 系蓄電池室（南側）用） ～ B 系蓄電池（南側）噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンボンベ（B 系蓄電池室（南側）用）と噴射ノズル管（B 系蓄電池室（南側）用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として B 系蓄電池室（南側）で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量* <sup>2</sup> を 30 秒以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm</b> とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（非常用ガス再循環系排風機 A 用） ～ 非常用ガス再循環系排風機 A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（非常用ガス再循環系排風機 A 用）と噴射ノズル管（非常用ガス再循環系排風機 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス再循環系排風機 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。

\*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。

\*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（非常用ガス再循環系排風機B用） ～ 非常用ガス再循環系排風機B噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（非常用ガス再循環系排風機B用）と噴射ノズル管（非常用ガス再循環系排風機B用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス再循環系排風機Bで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.2 MPaとする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40 °Cとする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた42.7 mm, 60.5 mm**とする。

注記 \*1：消防法施行規則第20条第2項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第20条第3項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第20条第2項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（非常用ガス処理系排風機 A 用） ～ 非常用ガス処理系排風機 A 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（非常用ガス処理系排風機 A 用）と噴射ノズル管（非常用ガス処理系排風機 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス処理系排風機 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（非常用ガス処理系排風機B用） ～ 非常用ガス処理系排風機B噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（非常用ガス処理系排風機B用）と噴射ノズル管（非常用ガス処理系排風機B用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス処理系排風機Bで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.2 MPaとする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40 °Cとする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上<sup>\*1</sup>及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup>を30秒以内<sup>\*3</sup>に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた34.0 mm, 60.5 mm**とする。

注記 \*1：消防法施行規則第20条第2項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第20条第3項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第20条第2項第一号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンポンベ（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用） ～ 原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、ハロンポンベ（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンポンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンポンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量* <sup>2</sup> を 30 秒以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm</b> とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（空調機械室用） ～ 空調機械室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 89.1

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（空調機械室用）と噴射ノズル管（空調機械室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として空調機械室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 89.1 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（代替循環冷却系ポンプ B 用） ～ 代替循環冷却系ポンプ B 噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7, 60.5

**【設 定 根 拠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（代替循環冷却系ポンプ B 用）と噴射ノズル管（代替循環冷却系ポンプ B 用）を接続する配管であり、代替循環冷却系ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ (24V バッテリー2A 室用) ～ 24V バッテリー2A 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ (24V バッテリー2A 室用) と噴射ノズル管 (24V バッテリー2A 室用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として 24V バッテリー2A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（直流 125V 蓄電池 HPCS 室用） ～ 直流 125V 蓄電池 HPCS 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 60.5

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（直流 125V 蓄電池 HPCS 室用）と噴射ノズル管（直流 125V 蓄電池 HPCS 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として直流 125V 蓄電池 HPCS 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（常設低圧代替注水系ポンプ用） ～ 常設低圧代替注水系ポンプ噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5

**【設 定 根 抠】**

**(概要)**

本配管は、ハロンボンベ（常設低圧代替注水系ポンプ用）と噴射ノズル管（常設低圧代替注水系ポンプ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として常設低圧代替注水系ポンプで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠**  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm とする。

**注記** \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（緊急時対策所建屋1用） ～ 弁 HALON-FP-F001, F002, F003, F004, F005, F006, F007, F008, F009（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 89.1
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、ハロンボンベ（緊急時対策所建屋1用）と弁 HALON-FP-F001, F002, F003, F004, F005, F006, F007, F008, F009を接続する配管であり、緊急時対策所で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup>を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 89.1 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F001 ～ 非常用換気設備室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) 本配管は、弁 HALON-FP-F001 と噴射ノズル管（非常用換気設備室用）を接続する配管であり、非常用換気設備室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 HALON-FP-F007 ～ 2階電気品室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) 本配管は、弁 HALON-FP-F007 と噴射ノズル管（2階電気品室用）を接続する配管であり、2階電気品室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 HALON-FP-F008 ～ 3 階電気品室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	76.3
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F008 と噴射ノズル管（3 階電気品室用）を接続する配管であり、3 階電気品室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup> を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F009 ～ 125V 充電器室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F009 と噴射ノズル管（125V 充電器室用）を接続する配管であり、125V 充電器室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup> を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		ハロンボンベ（緊急時対策所建屋 2 用） 弁 HALON-FP-F010, F011, F012, F013, F014, F015（東海、 東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、ハロンボンベ（緊急時対策所建屋 2 用）と弁 HALON-FP-F010, F011, F012, F013, F014, F015 を接続する配管であり、緊急時対策所で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup> を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F010 ～ 125V 蓄電池室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 34.0
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F010 と噴射ノズル管（125V 蓄電池室用）を接続する配管であり、125V 蓄電池室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup>を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 34.0 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F011 ～ 24V 蓄電池室 2B 噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 34.0
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F011 と噴射ノズル管（24V 蓄電池室 2B 用）を接続する配管であり、24V 蓄電池室 2B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup>を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 34.0 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F012 ～ 24V 蓄電池室 2A 噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2, 34.0
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F012 と噴射ノズル管（24V 蓄電池室 2A 用）を接続する配管であり、24V 蓄電池室 2A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup>を 30 秒以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm, 34.0 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		弁 HALON-FP-F015 ～ 通信機械室噴射ノズル分岐点（東海、東海第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) 本配管は、弁 HALON-FP-F015 と噴射ノズル管（通信機械室用）を接続する配管であり、通信機械室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。  2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。  3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 1 用） ～ 弁 HALON-FP-F016, F017, F018, F019, F020
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 42.7, 60.5, 89.1

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 1 用）と弁 HALON-FP-F016, F017, F018, F019, F020 を接続する配管であり、設計基準対象施設として常設代替高压電源装置置場 1 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 42.7 mm, 60.5 mm, 89.1 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F017 ～ 燃料移送ポンプ 2C 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F017 と噴射ノズル管（燃料移送ポンプ 2C 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として燃料移送ポンプ 2C 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F019 ～ 換気機械室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	89.1

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F019 と噴射ノズル管（換気機械室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として換気機械室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F020 ～ 電気室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	89.1

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F020 と噴射ノズル管（電気室用）を接続する配管であり、電気室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 2 用） ～ 弁 HALON-FP-F021, F022, F023, F024
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 2 用）と弁 HALON-FP-F021, F022, F023, F024 を接続する配管であり、設計基準対象施設として常設代替高压電源装置置場 2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F021 ～ 常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ A 室噴射ノズル 分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) 本配管は、弁 HALON-FP-F021 と噴射ノズル管（常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ A 室用）を接続する配管であり、常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。  2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。  3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 HALON-FP-F022 ～ 常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ B 室噴射ノズル 分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	34.0
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) 本配管は、弁 HALON-FP-F022 と噴射ノズル管（常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ B 室用）を接続する配管であり、常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ B 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。  2. 最高使用温度の設定根拠 本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。  3. 外径の設定根拠 本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量 <sup>*2</sup> を 30 秒以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 HALON-FP-F023 ～ 燃料移送ポンプ HPCS 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F023 と噴射ノズル管（燃料移送ポンプ HPCS 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として燃料移送ポンプ HPCS 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F024 ～ 燃料移送ポンプ 2D 室噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	27.2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、選択弁と噴射ノズル管（燃料移送ポンプ 2D 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として燃料移送ポンプ 2D 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 27.2 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 3 用） ～ 弁 HALON-FP-F025, F026, F027, F028, F029, F030, F031
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	34.0, 42.7, 48.6, 60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（常設代替高压電源装置置場 3 用）と弁 HALON-FP-F025, F026, F027, F028, F029, F030, F031 を接続する配管であり、設計基準対象施設として常設代替高压電源装置置場 3 で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 34.0 mm, 42.7 mm, 48.6 mm, 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F028 ～ 機器搬入シャフト噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	42.7

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F028 と噴射ノズル管（機器搬入シャフト用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として機器搬入シャフトで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 42.7 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F030 ～ D B用シャフト及びD B用トンネル噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F030 と噴射ノズル管（D B用シャフト及びD B用トンネル用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてD B用シャフト及びD B用トンネルで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> および消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F031 ～ S A用シャフト及びS A用トンネル噴射ノズル分岐点
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F031 と噴射ノズル管（S A用シャフト及びS A用トンネル用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として S A用シャフト及びS A用トンネルで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		ハロンボンベ（カルバート（立坑部）用） ～ <b>弁 HALON-FP-F032, F033</b>
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 76.3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、ハロンボンベ（カルバート（立坑部）用）と**弁 HALON-FP-F032, F033**を接続する配管であり、設計基準対象施設としてカルバート（立坑部）で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上\*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量\*<sup>2</sup> を 30 秒以内\*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、**メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm** とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		弁 HALON-FP-F032 ～ 分岐点（D B用立坑及びD B用トンネル用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	76.3

**【設 定 根 拠】**

(概要)

本配管は、弁 HALON-FP-F032 と噴射ノズル管（D B用立坑及びD B用トンネル用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてD B用立坑及びD B用トンネルで発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上<sup>\*1</sup> および消火に必要なハロンガス量<sup>\*2</sup> を 30 秒以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		分岐点（DB用立坑及びDB用トンネル用） ～ 噴射ノズル分岐点（DB用立坑、DB用トレンチ及び軽油配管用トレンチ用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5
<b>【設 定 根 抠】</b> (概要) <p>本配管は、分岐点（DB用立坑及びDB用トンネル用）と噴射ノズル管（DB用立坑、DB用トレンチ及び軽油配管用トレンチ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてDB用立坑、DB用トレンチ及び軽油配管用トレンチで発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
1. 最高使用圧力の設定根拠 <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.2 MPaとする。</p>		
2. 最高使用温度の設定根拠 <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40 °Cとする。</p>		
3. 外径の設定根拠 <p>設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上<sup>*1</sup>及び消火に必要なハロンガス量<sup>*2</sup>を30秒以内<sup>*3</sup>に放射可能な設計とし、<b>メーカー社内基準に基づき定めた60.5 mm</b>とする。</p>		
注記 *1：消防法施行規則第20条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第20条第3項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第20条第1項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		分岐点（D B用立坑及びD B用トンネル用） ～ 噴射ノズル分岐点（D B用立坑及びD B用トンネル用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 76.3
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、分岐点（D B用立坑及びD B用トンネル用）と噴射ノズル管（D B用立坑及びD B用トンネル用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてD B用立坑及びD B用トンネルで発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量* <sup>2</sup> を 30 秒以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 HALON-FP-F033 ～ 噴射ノズル分岐点（SA用立坑，SA用トンネル，SA用トレンチ及び軽油配管用トレンチ用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	76.3
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、弁 HALON-FP-F033 と噴射ノズル管（SA用立坑，SA用トンネル，SA用トレンチ及び軽油配管用トレンチ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてSA用立坑，SA用トンネル，SA用トレンチ及び軽油配管用トレンチで発生した火災を早期に消火するため設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.2 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*<sup>1</sup> 及び消火に必要なハロンガス量*<sup>2</sup> を 30 秒以内*<sup>3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 76.3 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		二酸化炭素ボンベ（非常用ディーゼル発電機室用） ～ <b>弁 CO2-FP-F001, F002</b>
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 溫 度	℃	40
外 径	mm	<b>60.5, 76.3, 89.1, 114.3</b>
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、二酸化炭素ボンベ（非常用ディーゼル発電機室用）と <b>弁 CO2-FP-F001, F002</b> を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量 <sup>*2</sup> を 1 分以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準</b> に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm, 89.1mm, 114.3 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 C02-FP-F001 ～ 噴射ノズル分岐点（非常用ディーゼル発電機 2C 室用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 溫 度	°C	40
外 径	mm	101.6
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概要)		
本配管は、弁 C02-FP-F001 と噴射ノズル管（非常用ディーゼル発電機 2C 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機 2C 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上 <sup>*1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量 <sup>*2</sup> を 1 分以内 <sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 101.6 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。 *2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。 *3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		弁 C02-FP-F002 ～ 噴射ノズル分岐点（非常用ディーゼル発電機 2D 室用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	101.6
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概要)		
本配管は、弁 C02-FP-F002 と噴射ノズル管（非常用ディーゼル発電機 2D 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機 2D 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。		
1. 最高使用圧力の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。		
2. 最高使用温度の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。		
3. 外径の設定根拠		
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上* <sup>1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量* <sup>2</sup> を 1 分以内* <sup>3</sup> に放射可能な設計とし、 <b>メーカー社内基準に基づき定めた</b> 101.6 mm とする。		
注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。		
*2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。		
*3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。		

名 称		二酸化炭素ボンベ（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用） ～ 噴射ノズル分岐点（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 溫 度	℃	40
外 径	mm	89.1, 101.6, 114.3

**【設 定 根 抠】**

(概要)

本配管は、二酸化炭素ボンベ（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）と噴射ノズル管（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室で発生した火災を早期に消火するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃とする。
- 外径の設定根拠  
設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上<sup>\*1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量<sup>\*2</sup> を 1 分以内<sup>\*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 89.1 mm, 101.6 mm, 114.3 mm とする。

注記 \*1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。  
 \*2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。  
 \*3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。

名 称		二酸化炭素ボンベ（緊急時対策所建屋発電機室 2A 用） ～ 緊急時対策所建屋発電機室 2A ノズル分岐点（東海、東海 第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 76.3
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、二酸化炭素ボンベ（緊急時対策所建屋発電機室 2A 用）と噴射ノズル管（緊急時対策所建屋発電機室 2A）を接続する配管であり、設計基準対象施設として緊急時対策所建屋発電機室 2A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量<sup>*2</sup> を 1 分以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		

名 称		二酸化炭素ボンベ（緊急時対策所建屋発電機室 2B 用） ～ 緊急時対策所建屋発電機室 2B ノズル分岐点（東海、東海 第二発電所共用）
最 高 使 用 壓 力	MPa	10.8
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	60.5, 76.3
<p><b>【設 定 根 抠】</b></p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、二酸化炭素ボンベ（緊急時対策所建屋発電機室 2B 用）と噴射ノズル管（緊急時対策所建屋発電機室 2B）を接続する配管であり、設計基準対象施設として緊急時対策所建屋発電機室 2B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p>		
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、二酸化炭素ボンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、二酸化炭素ボンベの最高使用温度と同じ 40 °C とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上<sup>*1</sup> 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量<sup>*2</sup> を 1 分以内<sup>*3</sup> に放射可能な設計とし、メーカー社内基準に基づき定めた 60.5 mm, 76.3 mm とする。</p>		
<p>注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力を示す。</p> <p>*2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を示す。</p> <p>*3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間を示す。</p>		